

「私たちの道徳」を読む。

共に生きる社会の実現のために

2011年に改正された障害者基本法は、第1条でつぎのような目標を掲げました。

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され……障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現（する）……

この「障害」という言葉を、「国籍や民族」「男女の性別や性指向」「貧富の差」などと置き換えてみてください。すべてに通ずるはずです。

私たちはいま、さまざまな“多様性”を持った人々が「共に生きる」社会をめざしています。では、そのような社会をつくるためには、どんな「人と人との関係のあり方」が求められるのでしょうか。

残念ながら、私たちの社会にはいじめや差別、格差や貧困など、さまざまな「人と人との関係のあり方」にかかわる問題が存在しています。

それらを克服するには、学校だけでなく社会全体で共に生きる社会に向けた「人と人との関係のあり方」について論議することがぜひ必要です。

このような「人と人との関係のあり方」のことを、「道徳」と呼ぶこともできます。「道徳」は本来、とても大切なものです。

しかし、この「道徳」も時代や社会によって変化します。かつては「女は男に従う」ことが道徳でした。でも今ならそんな主張は“モラルに欠ける”と非難されるでしょう。道徳的な価値観は絶対ではないのです。

まして共に生きるための道徳となると、「一人ひとりの違いや価値観を尊重する」ことが大切な前提となります。道徳が硬直化すれば、異なる価値観を持った人々を排斥する口実になりかねないからです。

かつて、「お国のために命を捧げる」ことがこの国の重要な道徳でした。これに異を唱えれば「非国民」と非難された時代があったことを忘れてはなりません。

ただ、かつての国家主義的な「道徳」を批判するあまり、本来の「道徳」についての論議や実践が不十分

になってはいなかったでしょうか。

公立学校の役割が点数学力をつけさせることだけではないとすれば、「道徳」についての実践は、学校の大切な役割ではないのでしょうか。

「私たちの道徳」の基本的人権観

一昨年、文部科学省は新しい道徳用教材である「私たちの道徳」を、全国の小・中学生に配布しました。

大切な視点を提示している箇所もあります。指導法によっては意義のある使い方もできるでしょう。でも、私にはどうしても気になる点もありました。



一番の違和感は、「基本的人権」という視点がないことです。

日本国憲法の三大原則のひとつである「基本的人権の尊重」は、現代社会の「人と人との関係のあり方」を考える上で基本となる大切な考え方です。最初に紹介した障害者基本法も、「すべての人が基本的人権を持つ」という考え方に立っています。

では、「私たちの道徳」では、基本的人権はどのように扱われているのでしょうか。

小学校5・6年生用の「私たちの道徳」には、「権利とは、義務とは何だろう」というページがあります。

ここでは「権利」に「義務」が対置され、天秤でバランスがとられている図が登場します。

この天秤の絵は中学生版にもあり、さらに夏目漱石のこんな言葉が引用されます。



「義務心を持っていない自由は本当の自由ではない」

どうも「義務を果たさない者は権利を主張するな」とでも言いたいようです。

でも、本当にそうなのでしょうか。義務を果たさなければ、権利を主張してはいけないのでしょうか？

「権利」と「義務」は対義か

具体的に考えてみましょう。

たとえば病気で働けず「勤労の義務」も「納税の義務」も果たせない人がいます。では、そんな人には健康で文化的な最低限度の生活を保障する「生存権」は認められないのでしょうか？

そんなことはありません。それでは誰も生活保護を受けられません。義務の履行は基本的人権の前提ではないのです。

日本国憲法第25条を読んでみましょう。

1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国民は「権利」を持っています。何の前提条件もありません。一方、「義務」は第2項に登場します。

2 国は、……社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

つまり、「国民の権利」を保障するために、「国の義務」を課しているのです。

この関係はすべての権利についても同じです。

国民の「思想信条の自由」を保障するため、政府には「思想信条の自由を守る」義務が課せられます。

子どもの「教育を受ける権利」を保障するために、保護者は「教育を受けさせる義務」を負うのです。

……ただ、“自分勝手”な子どもたちに手を焼く先生は、思わずこの「天秤に乗った権利と義務」のロジックを使いたくなるかもしれません。

でも、それなら憲法第12条を読んでください。

自由及び権利は……公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

「権利」に付随するのは「責任」です。自分の権利行使が他人の権利を侵害しないよう戒めているのです。でも、これは「義務を果たす」こととは全く別です。

「私たちの道徳」には、この他にも荒唐無稽な教材が随所に登場します。

たとえば、小学生版には「江戸しぐさ」という話が載っています。これも歴史上まったく存在しなかった「作り話（疑似科学）」だということはお存じでしょうか。（※注）

「私たちの道徳」を信じて「義務と権利」や「江戸しぐさ」を子どもたちに教えてしまった先生たちに、文科省はどう弁明するのでしょうか。

（※注）参考：「江戸しぐさの正体」2014星海社新書



「教育勅語を参考に教育を見つめ直す」

なぜ「天秤に乗った権利と義務」のようなあり得ない話が、文科省ともあろうお役所の発行する教材に載ってしまったのでしょうか。

昨年5月、産経新聞は「道徳議連」という議員連盟の結成を報じました。メンバーには超保守派の国会議員らが名を連ねます。

議連の結成趣旨は、次のようなものです。

明治23年に発布された教育勅語を参考として教育のあり方を根本から見つめ直し、政府内にある道徳の教科化の動きを後押しする

（産経新聞 2014.5.11 下線は筆者）

「教育勅語」をもとに「教育のあり方を根本から見つめ直す」というのです。

この議連の会長は下村文科大臣です。現職の文科大臣が会長ですから、その影響力は絶大です。「私たちの道徳」には彼らの考えが大きく反映されています。

教育勅語の説く「道徳（修身）」には、近代的な基本的人権の概念はありません。あるのは大日本帝國憲法の下での、制限された「臣民の権利」です。

たとえば帝國憲法第28条には、こうあります。

日本臣民は、……臣民としての義務に背かない限りにおいて、信教の自由を有する。

義務を果たさなければ、権利は行使できないのです。たしかにこれなら、“天秤”の比喩は馴染むでしょう。

帝國憲法の下で教育勅語が説いたのは「対等な人と人との関係のあり方」ではありません。「国家の構成員としての国民のあり方」です。

1・2年生版「私たちの道徳」には、こうあります。

「学校や学級のためにできることを書きましょう」

この「学校や学級のため」を、「お国のため」と置き換えてみてください。そこに、教育勅語のつぎの徳目（国民の義務）が加われば、どうなるでしょう。

一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ

（もし戦争になればお国のために命を捧げなさい）

しかも、今後、道徳の教科化によって子どもたちは“心”を評価されることになります。それは国家の価値観の強制にならないのでしょうか？

私たちは「国家の構成員のあり方」を考える道徳ではなく、基本的人権の尊重を前提とした「共に生きる社会の道徳」をこそ、めざしたいと思うのです。